

# 「煌<sup>きら</sup>めく青春 南関東総体 2014」横断幕貸出規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、平成26年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）のPRを行うため、「煌<sup>きら</sup>めく青春 南関東総体 2014」横断幕（以下「横断幕」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

## (貸出対象)

第2条 貸出しは、東京都に所在する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び東京都実行委員会が適当であると認めた者に対して行うものとする。

## (貸出期間)

第3条 貸出期間は、7日間以内とし、使用後は速やかに返却すること。ただし、東京都実行委員会が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

## (貸出枚数)

第4条 貸出枚数は、1団体につき1枚とする。ただし、東京都実行委員会が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

## (貸出手続)

第5条 貸出しを受けようとする者は、事前に電話または来庁により申込みをしなければならない。

- 2 借用及び返却は、貸出しを受けようとする者、またはその代理人の来庁により行うものとする。
- 3 複数の者から申込みがあった場合は、申込みのあった順に貸し出すものとする。

## (貸出条件)

第6条 東京都実行委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当するときを除き、横断幕を貸し出すものとする。この場合において、東京都実行委員会が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 大会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。
- (4) その他東京都実行委員会が不相当と認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第7条 貸出しを受ける者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込時の用途にのみ使用し、東京都実行委員会の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 横断幕を使用して、大会のPRを行うこと。
- (3) 横断幕を使用して、営利目的の活動を行わないこと。
- (4) 使用にあたっては、第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (5) 横断幕の使用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、東京都実行委員会は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第8条 横断幕を紛失または損傷した場合には、東京都実行委員会は貸出しを受けた者に対して、現品による賠償または貸出しを受けた者の負担による修理をさせることができる。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、横断幕の貸出しについて必要な事項は、東京都実行委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月9日から施行する。